

11月号
の

疑問

みらいふからのラフレター

贈与の基礎控除活用で税金対策！



さて、平成28年も残すところ2か月余り・・・

皆さまのお手元には、**保険料控除証明書**が送付されてくる頃かと思います。

送付されてきた**控除証明書**は大切に保管しておいてください。

年末が近づいてくると、忘れてならないのが

贈与の基礎控除の活用です。

今年度の控除利用期限は12月31日までです。

贈与の基礎控除活用で税金対策！

たくさんのお金を一度に譲渡すると税金が課税されてしまいますが

毎年110万円までなら、課税されることなくお金を譲渡することができます。

<おじいちゃんが可愛いお孫さん（特例贈与）へ500万円を贈与される場合>

○ 一度に500万円を贈与されると贈与税は48万円となり

お孫さんの手元に残るのは、452万円となります。

$(500万 - 110万) \times 20\% - 30万円 = 48万$

○ 毎年100万円を5年間、贈与されると贈与税は0円

お孫さんの手元には、500万円がそのまま残ります。

$(100万円 - 110万) \times 10\% = 0$

上記の事例のように、贈与の基礎控除を活用すると

5年間で48万円節税することができます。

5年間で48万円節税することができます。

贈与は、「早めに」「小分けに」が有効となります。

贈与の注意点

贈与の基礎控除を活用して税金対策をしても
税務署に否認されてしまっは大変です。

税務署で否認されるケースとして多いのが
名義預金など、受贈者が受け取ったことを知らない場合。

そもそも贈与が正しくなされていない事が多いようです。

正しい贈与は、「上げます」「もらいます」の意思が
はっきりしていなければなりません。

お間違えにないように。。。